

昭和 24 年

分	款	項	目	節
類	A	6	2	0
保 存	永 年 保 存		昭和 年 月まで保存	

件 名

町議会々議録

冊 の 号

議 会 課

昭和

24年

款

A

項

6

目

2

節

0

件

名

議會
會
之
議
録

冊の

号

昭和

年

11月

月

まで保存

登録番号

第 号

議會

保存文書背表紙

乙

告示番号

招集年月日

目

次

定例臨時別

三

一月十二日

臨時

(第一回)

大野

二月二十六日

定例

二

大野

三月二十五日

定例

三

大野

六月廿九日

臨時

四

大野

七月十四日

臨時

五

大野

八月廿九日

定例

六

大野

九月廿二日

臨時

七

大野

十月十日

定例

八

大野

全行

昭和三十一年臨時福生町議會々議錄

一、昭和三十一年一月七日臨時福生町議會在福生町役場に招集する。

一、應招議員の如し

第一番 並木竹松

第十三番 設樂美知

第四番 田村幾太郎

第十四番 川窪金吉

第五番 横田壽照

第十五番 田村福一

第六番 天野由三

第十六番 高橋三郎

第八番 高橋角藏

第十七番 田村宇一

第九番 村尾昌三

第十八番 森田幸藏

第十番 杉森 英

第十九番 森田誠重

第十一番 加藤市藏

第二十番 羽村栄吉

第十二番 高水藤太郎

第二十一番 村野喜平

第二十五番 平井初五郎

第二十三番 井上岩次郎

第二十四番 貫井伊作

第二十五番 磯村武夫
第二十六番 田村利一

一 会議の事件左の如し

第一 學校敷地変更の件

第二 農業委員推薦に關する同意を求むる件

第三 福生町事務令堂條例の一部改正の件

一 議長(加藤市藏)二月十四日午後一時五十分開會を宣す。

一 地方自治法第百五條の規定に依り議長の請求により出席した者左の如し

町長 岸 徳次郎

助役 齋藤吉太郎

主事 内田 勇

一 本会の書記左の如し

囑託 大野 忠一

佐藤 三郎

一 議長(加藤市藏)午後一時五十分開議を宣す

一 分會議員左の如し

並木竹松 田村幾太郎 横田壽昭 天野由三

高橋南藏 村尾昌三 杉森 貞 加藤市藏

高水藤太郎 談樂美知 川窪金吉 田村福一

高橋三郎 田村宇一 森田幸藏 森田誠重

羽村栄吉 村野茂平 平井初五郎 村野茂平

井上岩次郎 貫井伊作 磯村武夫 田村利一

一 議長(加藤市藏)本会の會期を二月とする旨を告ぐ

日程第一 学校敷地変更の件

一 議長(加藤市蔵) 本件を議題として速決会を開く旨を告ぐ

書記 訓読

一 町長(岸徳次郎) 第三小學校敷地とこの町収支の事と来たる副整理組合施行地域内の
ミ定地は耕作者の住宅続きであるため再度変更したが実現が困難となったからこの
文の中止し大字龍川八四三番地三町二反赤(自作農創設特別措置法第三十條
事項の規定に依り東京都農地本部が未墾地買収計画を定めた地域全部)
に変更しこの関係方面と連絡文を送ることに致したいことを述べた。

一 第十八番(木村幸蔵) 第一町定地とこの事と教育委員会に於て協議した龍川八四三番地
とこの地と決定したと考へてゐるが此の事についての説明をいたす。

一 議長(加藤市蔵) 其の時高等小學校の敷地としたことの請願者である町長に於て
一 4/10 日付の請願書に於てあることの内容を調べたところ現在ある高等小學校の修理工費

であるためとも今のところ見込はないが 第三小學校の敷地と此地との諸費があつ
たことある程度と云ふこと。

一 議長(加藤市蔵) 第一町定地については町長から説明があつたが立上りの町長
を続けるか否かを会議に諮る。

一 第二十三番(半井五郎) 本案通り変更に賛成する旨を述べた。

町長議長 今の声 あり。

一 議長(加藤市蔵) 本件は本案通り決定する旨を述べた。
尚新のミ定地について都農地課に四十速申送する事は町農地委員会長
とこの町長と打合せする限らず急にする次第である旨を述べた。

日程 四 農業委員会推薦について同意を求める件。

一 議長(加藤市蔵) 本件を議題として速決会を開く旨を告ぐ。

書記 訓読

一、町長(岸徳次郎)「農業改良財団法に依る」は同農業普及事業に關する
都道府縣及び、地区の機構及び任務の概要」によ、地区(福生、西多六、瑞穂
飯のブロッコ)の農業委員として農業に従事している者から二名を推薦した
いから同意して、このを述べ、尚、町数は農家三〇〇名(約)に對し二名の
割で、町は六〇〇名余であるため二名の割で、とうてい、

一、第三番(平井登郎)此の経費は農家で負担するものか

一、町役(斎藤吉太郎)町村。町役である旨を述べ、

一、第五番(森村武夫)農業の關係であるが、農業団体の意向を聞く必要はないか

一、町長(岸徳次郎)議決の中に關係者が、から此の意向も含めると考へたる。

一、議長(加藤市藏)本件について異議なきや、入るを許さる。

賛成者全員

一、議長(加藤市藏)全町賛成につき本件は原案通り決定する旨を告ぐ



日程第三 福生町事務令等條例の一部改正の件

一、議長(加藤市藏)本件を議題として第三議会を開く旨を告ぐ

書記朗読

一、町長(岸徳次郎)役場事務を、多忙になつて来ているが、特に役務課は、女事務員の
退職者もあり、これを山清に受理するに、人員を増加せねばならぬ、困難であ
るが、本月から職務時間の変更がある、この際、役務係を、総務課に所屬して
産業、配給の關係を、経済課として山清を受理したいと考へ、本案を提出した、
ゆゑある旨を述べ、

一、第十番(木村幸藏)産業關係、事務について特に肥料の配給事務をいそぐにする
が、

一、町長(岸徳次郎)此の事務が、今迄運んだことは、割当数量の途中において変更さ
るに、なるが、何となく、不便な、た、誠、に申訳ない、次第である、本月から



一名増員したから充令留意と田端に処理するものに致すものと決する。

一議長(平井初太郎) 本案については東京府成に付直に決すべしと決する。

一議長(加藤市蔵) 本件については要議を要するや否や會議に諮り賛成者に選挙を命ず

選挙手 全員

一議長(加藤市蔵) 全會一致につき東京通に決するものと決する。

會議録署名議員選挙

一議長(加藤市蔵) 署名議員の選挙は指名推薦により指名者を議長としたものと

會議に諮り全員署名議がないので指名推薦にあることに決するものと決する。

一議長(加藤市蔵) 左の者を指名し一名毎に會議に諮り署名議なく決する。

田村 宇一 森田 幸蔵 村 野 重平

一議長(加藤市蔵) 會議を閉する日を告げる。

一議長(加藤市蔵) 臨時議會を閉會する日を告げる。

午後 三時三十分

右會議の顛末を録しその相違ないことを証するため左に署名する。

昭和十四年一月十二日

福生町議會議長 加藤市蔵

同 議員 田村 宇一

同 同 森田 幸蔵

同 同 村野 重平

第一辯議案

學校敷地變更の件

第三小學校敷地として買収した交渉の區劃整理組合施行地域
内の予定地は諸般の關係で實現困難につき交渉を中止し左記
地域に変更して關係方面に連絡交渉することゝ受けた。

昭和二十四年一月十二日 癸亥

福生町長岸徳次郎

記

一、所在 福生町大字熊川字北八四三番地 外二十七等

面積三町二段方
(九六。坪)

一 備考
自作農創設特別措置法第三土條第一項の規定により東京都農地委員会は、未墾之地買収計画を定めた地域全部

第二號議案

農業委員推薦について同意を求める件

農業改良助長法に基く「协同農業普及事業に関する都道府縣
支その地區の機構及び任務の概要」により地区農業委員として
農業従事者より左記の者を推薦致したいから同意を求めます。

昭和二十四年一月十二日授与

福生町長 岩 徳次郎

記

伊東忠次郎 福生町太字福生三三番地 明治四十五年六月三十日生

高水 洪一 全 熊川三番地 明治四十二年十二月十七日生